

別表第 1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検 A は、主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検 B は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。

2. 点検の実施回数

(1) 月次点検、年次点検

経済産業省「告示第 249 号」に基づき行い、このうち年 1 回年次点検を行うものとする。

(需要設備)

年次点検 A は、3 年に 2 回行うものとする。

年次点検 B は、3 年に 1 回行うものとする。

年次点検 B を実施した年度から起算して 3 年以内に、次回の年次点検 B を行うものとする。

設備の条件等により年次点検 A を行うことができない場合は、年次点検 B を 1 年に 1 回行うものとする。

(発電設備)

年次点検 B を 1 年に 1 回行うものとする。

(2) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外観点検とは、運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4 点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
			年次点検 A	年次点検 B	
受 電 設 備 (含む二次受電設備)	責任分界点となる 開 閉 器 引 込 線 等	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		絶縁診断(部分放電測定)			
	電線及び支持物 ケ ー ブ ル	継 電 器 動 作 試 験		4	6
		継電器との結合動作試験			
	遮 断 器 開 閉 器	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		絶縁診断(部分放電測定)			
		継 電 器 動 作 試 験			6
		継電器との結合動作試験			
		1 絶縁油の点検・試験			
	1 内 部 点 検				
	断 路 器 電力用ヒューズ 避 雷 器 計器用変成器 母 線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		絶縁診断(部分放電測定)			
	変 圧 器	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		絶縁診断(部分放電測定)			
		漏 れ 電 流 測 定			
		1 絶縁油の点検・試験			
		1 内 部 点 検			
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
絶 縁 抵 抗 測 定					
絶縁診断(部分放電測定)					
継 電 器 動 作 試 験				6	
変電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検				
	観 察 点 検				
接 地 装 置	外 観 点 検				
	観 察 点 検				
	2 接 地 抵 抗 測 定				

必
要
の
つ
ど

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				年次点検 A	年次点検 B	
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	必要のつど
		電気使用場所の設備	電動機 電熱器 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外 観 点 検		
		観 察 点 検				
		3 絶 縁 抵 抗 測 定		5		
		2 接 地 抵 抗 測 定				
絶縁監視装置		外 観 点 検				
		設定値確認・検知動作試験				
		設定値の誤差確認・自動伝送試験				

(注)

- 1：負荷の使用状況に応じて、必要が認められる場合行う。
- 2：過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
- 3：絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- 4：過去の実績その他の理由により実施しないことがある。
- 5：漏れ電流測定記録により代えることがある。
- 6：特性試験を3年に1回以上行う。

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
太 陽 電 池 発 電 所	光電池設備	外 観 点 検			必 要 の つ ど
		観 察 点 検			
		2 接 地 抵 抗 測 定			
	蓄電池設備 蓄電池 充電装置 付属装置	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		2 接 地 抵 抗 測 定			
		3 蓄電池電圧・比重・液温測定			
	電力変換装置	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		2 接 地 抵 抗 測 定			
	配電盤等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器 等	外 観 点 検			
		観 察 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		2 接 地 抵 抗 測 定			
		4 継電器との結合動作試験			
継電器動作特性試験			1回/3年		
漏れ電流測定					
1 絶縁油の点検・試験					
1 内 部 点 検					
4 制 御 装 置 試 験					

(注)

- 1：負荷の使用状況に応じて、必要が認められる場合に行う。
- 2：過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
- 3：パイロットセルで行うものとし、構造（密閉型等）によりその一部又は全部を省略することがある。
- 4：原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。なお、委託業者以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。